

○農林水産省告示第 号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月十三日

農林水産大臣 林 芳正

一 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 二十一・七トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 三・五トン

二 許可の申請をすべき期間

平成二十七年七月十三日から同年十月十三日まで

備考

1 この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、平成二十七年十一月一日から平成二十

八年十月三十一日までとする。

2 許可において定める水産動植物の量は、許可に係る養殖場において養殖することができるうなぎ（当該養殖場で養殖される前に国内の他の養殖場で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を除く。）の量とする。

3 許可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を出荷する既養殖うなぎに添付しなければならない。

二 出荷書類が添付されていない既養殖うなぎは新たに養殖してはならない。

三 既養殖うなぎを新たに養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る第一号の規定により添付された出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。